

○ 麻薬及び向精神薬取締法施行令（昭和二十八年政令第五十七号）（抄）（第一条関係）	1
○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第二条関係）	3
○ 輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）（抄）（第三条関係）	5
○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第四条関係）	6
○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）（第四条関係）	7
○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第四条関係）	8
○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（抄）（第五条関係）	9
○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）	10
○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（抄）（第七条関係）	11
○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（抄）（第八条関係）	12
○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第二百七十一号）（抄）（第九条関係）	13
○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第十条関係）	14
○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）（第十二条関係）	15
○ 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）（抄）（第十二条関係）	16

現行	改正案	改正
（特定麻薬向精神薬原料） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第一項第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。	（特定麻薬向精神薬原料） 第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）第二条第一項第四十号の政令で定める麻薬向精神薬原料は、次のとおりとする。	一〇十八（略）
（情報通信の技術を利用する方法） 第一条の二 法第三十二条第一項に規定する麻薬営業者等（次項において「麻薬営業者等」という。）は、同条第二項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いいる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	（情報通信の技術を利用する方法） 第一条の二 麻薬営業者は、法第三十二条第二項の規定により同項に規定する事項の提供を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該譲受人に対し、その用いいる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。	一〇十八（略）
2 前項の規定による承諾を得た麻薬営業者等は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、法第三十二条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	2 前項の規定による承諾を得た麻薬営業者は、当該譲受人から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があつたときは、当該譲受人から、法第三十二条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつて受けはならない。ただし、当該譲受人が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。	
（精神保健指定医の診断の方法） 第十一條（略）	（精神保健指定医の診断の方法） 第十一條 法第五十八条の六第二項の規定による精神保健指定医の診断は、次の各号に掲げる項目について、それぞれ当該各号に定める方法による診査をし、その結果を総合的に判断することによって行うものとする。ただし、第二号に掲げる項目についての診	

査は、その必要がないことが明らかであるときは、省略することができる。

一 麻薬（あへんを含む。次号を除き、以下同じ。）の施用に起因する身体の異常の有無及び程度、問診、視診、触診及び打診並びに禁断症状の観察を行うほか、必要に応じ脳波検査、肝機能検査、禁断症状誘発検査その他の検査を行う。

二五  
(略)

査は、その必要がないことが明らかであるときは、省略することができる。

一 麻薬（大麻及びあへんを含む。次号を除き、以下同じ。）の施用に起因する身体の異常の有無及び程度、問診、視診、触診、聴診及び打診並びに禁断症状の観察を行うほか、必要に応じ脳波検査、肝機能検査、禁断症状誘発検査その他の検査を行う。

二五  
(略)

○ 麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令（平成二年政令第二百三十八号）（抄）（第二条関係）

改	正	現	行
案			
第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一 第七十七号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。	第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一 第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。	第一条 麻薬及び向精神薬取締法（以下「法」という。）別表第一 第七十五号の規定に基づき、次に掲げる物を麻薬に指定する。	
（削る）	（削る）	（削る）	
七十一 六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメ チル—三—ベンチル—六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一 オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）（分解反 応以外の化学反応（大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四 号）第一条に規定する大麻草（次号において単に「大麻草」と いう。）及びその製品に含有されている六 a・七・八・十 a— テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル—三—ベンチル—六 H —ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オールを精製するため必要 なものを除く。）を起こさせることにより得られるものに限 る。）及びその塩類	七十一 六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリ メチル—三—ベンチル—六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一 オール（別名デルタ八テトラヒドロカンナビノール）（分解 反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル— 三—ベンチル—六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール を精製するため必要なものを除く。）を起こさせることにより 得られるものに限る。）及びその塩類	七十一 六 a・七・八・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメ チル—三—ベンチル—六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一 オール（別名デルタ九テトラヒドロカンナビノール）（分解 反応以外の化学反応（大麻草及びその製品に含有されている六 a・七・十・十 a—テトラヒドロ—六・六・九—トリメチル— 三—ベンチル—六 H—ジベンゾ「b・d」ピラン—一—オール を精製するため必要なものを除く。）を起こさせることにより 得られるものに限る。）及びその塩類	
七十二 百六十二 （略）	七十二 百六十二 （略）	七十二 百六十二 （略）	

<p>（新設）</p>	<p>第二条～第四条</p>	<p>（新設）</p>
-------------	----------------	-------------

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）				改	
				正	
				案	
四五 二二 （略）	三二 一の二 の二 （略）	一の二 （略）	一の二 （略）	貨物 （略）	地域 （略）
四五 二二 （略）	三二 一の二 の二 （略）	一の二 （略）	一の二 （略）	貨物 （略）	地域 （略）

別表第二（第二条、第四条、第十二条関係）				現	
				行	
四五 二二 （略）	三二 一の二 の二 （略）	一の二 （略）	一の二 （略）	貨物 （略）	地域 （略）
四五 二二 （略）	三二 一の二 の二 （略）	一の二 （略）	一の二 （略）	貨物 （略）	地域 （略）

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）（抄）（第四条関係）  
(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）</p> <p>二〇十二（略）</p>	<p>（法第五条第三号ニの政令で定める法令）</p> <p>第二条 法第五条第三号ニの政令で定める法令は、次のとおりとする。</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）</p> <p>二〇十二（略）</p>

○ 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>公益通報者保護法別表第八号の法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（三十四）（略）</p> <p>三十五 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）</p> <p>三十六（四百六十八）（略）</p>	<p>公益通報者保護法別表第八号の法律は、次のとおりとする。</p> <p>一（三十四）（略）</p> <p>三十五 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）</p> <p>三十六（四百六十八）（略）</p>

○ 再生医療等の安全性の確保等に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百七十八号）（抄）（第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条（略）</p> <p>（法第三十五条第四項第三号等の政令で定める法令）</p>	<p>第三条（法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。）</p> <p>一 大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和二十三年法律第百二十四号）</p>
<p>二〇十三（略）</p>	<p>二〇十三（法第三十五条第四項第三号（法第三十六条第二項及び第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める法令は、次のとおりとする。）</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）</p>

現行	案	改正
（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）	（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）	（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為）
第十七条（略）	第十七条（略）	第十七条（略）
一（三）（略）	一（三）（略）	一（三）（略）
（削る）	（削る）	（削る）
四（十二）（略）	四（十二）（略）	四（十二）（略）
（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）	（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）	（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）
第二十八条（略）	第二十八条（略）	第二十八条（略）
一 第十七条第四号から第七号までに掲げる行為	一 第十七条第四号から第七号までに掲げる行為	一 第十七条第四号から第七号までに掲げる行為
二（十一）（略）	二（十一）（略）	二（十一）（略）

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（抄）（第六条関係）

(傍線部分は改正部分)

第二十五条	（略）	改
2	一 削除（略）	正
3	二 削除（略）	案
2	三 一 削除（略）	現
3	二 削除（略）	行
2	三 一 削除（略）	第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。
3	二 削除（略）	大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで
2	三 一 削除（略）	二 削除（略）
3	二 削除（略）	三 削除（略）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条（略）</p> <p>2 5 （略）</p> <p>二 二 六 （略）</p> <p>一 削除</p> <p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあつては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第二項</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条（略）</p>

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百六十六号）（抄）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条（略）</p> <p>一 削除</p> <p>2 二（四十三）（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで</p> <p>2 二（四十三）（略）</p>

○ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）（抄）（第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 (略) (削る) 二 (略)</p>	<p>携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。</p> <p>一 (略) 二 大麻取締法（昭和二十三年法律第百二十四号）第二十四条の二（譲渡に係る部分に限る。）の罪 三 (略)</p>

○ 独立行政法人地域医療機能推進機構法施行令（平成十七年政令第二百七十九号）（抄）（第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十八条（略）</p> <p>一及び二 削除</p> <p>三（三十一）（略）</p>	<p>（他の法令の準用）</p> <p>第十八条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>二 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第二十二条の三第二項から第四項まで</p> <p>三（三十一）（略）</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（抄）（第十一條関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
第一条（略）	第一条（略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
一 一 （略）	一 一 （略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
十一 二 十五 （略）	十一 一 （略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
十一 二 十六 （略）	十一 一 （略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
十一 二 十七 （略）	十一 一 （略）	（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）

現行	案	改正	改

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条（略）

七  
百二十四号）第二十七条（同法第二十四条第二項及び第三項（同条第二項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の罪

一六（略）

八  
（略）

一八（略）  
(削る)

九  
（略）

（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）

（免許等の欠格事由に係る罪）

第七条 法第四十一条第二項第一号へ（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一六（略）

八  
（略）

二  
法第四十一条第二項第二号イ<sup>(6)</sup>（法第四十三条第四項、第四十五条第二項、第四十六条第二項、第四十七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

一八（略）  
九  
大麻取締法第二十五条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二十七条（同法第二十五条第一項に係る部分に限る。）の罪

（認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪）

第八条 法第六十条第二項第一号の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十二号までに掲げる罪とする。

2 (略)

第十七条 法第一百六条第二項第二号（法第一百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項各号（第十三号から第十九号までを除く。）に掲げる罪とする。

（許可等の欠格事由に係る罪）  
第二十七条 (略)

2 法第一百四十五条第二項第二号イ(2)（法第一百四十六条第四項及び第一百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十号までに掲げる罪（刑法第一百七十四条、第一百七十五条及び第一百八十三条の罪を除く。）とする。

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）  
第三十二条 法第一百五十八条第三項において準用する法第一百六条第二項第二号（法第一百五十八条第三項において準用する法第一百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十二号まで及び第二十号に掲げる罪（刑法第一百七十四条、第一百七十五条及び第一百八十三条の罪を除く。）とする。

第八条 法第六十条第二項第一号の政令で定める罪は、前条第二項第一号から第十三号までに掲げる罪とする。

2 (略)

第十七条 法第一百六条第二項第二号（法第一百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項各号（第十四号から第二十号までを除く。）に掲げる罪とする。

（許可等の欠格事由に係る罪）  
第二十七条 (略)

2 法第一百四十五条第二項第二号イ(2)（法第一百四十六条第四項及び第一百四十七条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪（刑法第一百七十四条、第一百七十五条及び第一百八十三条の罪を除く。）とする。

（特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪）  
第三十二条 法第一百五十八条第三項において準用する法第一百六条第二項第二号（法第一百五十八条第三項において準用する法第一百十七条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪（刑法第一百七十四条、第一百七十五条及び第一百八十三条の罪を除く。）とする。